

児童デイサービスに要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第6 児童デイサービス</p> <p>1 児童デイサービス費(1日につき)</p> <p>イ 児童デイサービス費(I)</p> <p>(1) <u>利用定員が10人以下の場合 828単位</u></p> <p>(2) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合 558単位</u></p> <p>(3) <u>利用定員が21人以上の場合 435単位</u></p> <p>ロ 児童デイサービス費(II)</p> <p>(1) <u>利用定員が10人以下の場合 689単位</u></p> <p>(2) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合 465単位</u></p> <p>(3) <u>利用定員が21人以上の場合 349単位</u></p> <p>注1 イについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デイサービスの単位(指定障害福祉サービス基準第97条第2項に規定する指定児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第96条に規定する指定児童デイサービスをいう。)の提供を行った場合若しくは次の(1)から(3)までの</p>	<p>第6 児童デイサービス</p> <p>1 児童デイサービス費(1日につき)</p> <p>イ 児童デイサービス費(I)</p> <p>(1) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり10人以下の場合 754単位</u></p> <p>(2) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり11人以上20人以下の場合 508単位</u></p> <p>(3) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり21人以上の場合 396単位</u></p> <p>ロ 児童デイサービス費(II)</p> <p>(1) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり10人以下の場合 407単位</u></p> <p>(2) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり11人以上20人以下の場合 283単位</u></p> <p>(3) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり21人以上の場合 231単位</u></p> <p>注1 イについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デイサービスの単位(指定障害福祉サービス基準第97条第2項に規定する指定児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第96条に規定する指定児童デイサービスをいう。)の提供を行った場合若しくは次の(1)から(3)までの</p>

いずれかに該当するものとして市町村長に届け出た基準該当児童デイサービスの単位(指定障害福祉サービス基準第108条第2項に規定する基準該当児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、基準該当児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。)の提供を行った場合又は指定障害福祉サービス基準第112条又は第113条の規定による基準該当児童デイサービス事業所(以下「みなし基準該当児童デイサービス事業所」という。)において基準該当児童デイサービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- (1) 小学校就学前の利用者(以下「未就学児」という。)の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。以下同じ。)であって、指定障害福祉サービス基準附則第5条の規定によるもの(以下「経過的指定児童デイサービス事業所」という。)以外の事業所における指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービス事業所であって、みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)であって、指定障害福祉サービス基準附則第6条の規定によるもの(以下「経過的基準該当児童デイサービス事業所」という。)以外の事業所における基準該当児童デイサービスの単位
- (2) 未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である指定児童デイサービス事業所であって、経過的指定児童デ

いずれかに該当するものとして市町村長に届け出た基準該当児童デイサービスの単位(指定障害福祉サービス基準第108条第2項に規定する基準該当児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、基準該当児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。)の提供を行った場合又は指定障害福祉サービス基準第112条又は第113条の規定による基準該当児童デイサービス事業所(以下「みなし基準該当児童デイサービス事業所」という。)において基準該当児童デイサービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- (1) 小学校就学前の利用者(以下「未就学児」という。)の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。以下同じ。)であって、指定障害福祉サービス基準附則第5条の規定によるもの(以下「経過的指定児童デイサービス事業所」という。)以外の事業所における指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービス事業所であって、みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)であって、指定障害福祉サービス基準附則第6条の規定によるもの(以下「経過的基準該当児童デイサービス事業所」という。)以外の事業所における基準該当児童デイサービスの単位
- (2) 未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である指定児童デイサービス事業所であって、経過的指定児童

イサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービスの単位又は未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である基準該当児童デイサービス事業所であって、経過の基準該当児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である基準該当児童デイサービスの単位

(3) 経過の指定児童デイサービス事業所の指定児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第97条並びに指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの又は経過の基準該当児童デイサービス事業所の基準該当児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第108条並びに指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの

2 ロについては、注1に該当する指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位以外の指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位において、指定児童デイサービス等の提供を行った場合に、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

3 イ(みなし基準該当児童デイサービス事業所に係るものを除く。)及びロに掲げる児童デイサービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それ

デイサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービスの単位又は未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である基準該当児童デイサービス事業所であって、経過の基準該当児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である基準該当児童デイサービスの単位

(3) 経過の指定児童デイサービス事業所の指定児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第97条並びに指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの又は経過の基準該当児童デイサービス事業所の基準該当児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第108条並びに指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの

2 ロについては、注1に該当する指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位以外の指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位において、指定児童デイサービス等の提供を行った場合に、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

3 イ及びロに掲げる児童デイサービス費の算定に当たって、イ(みなし基準該当児童デイサービス事業所に係るものを除く。)にあっては次の(1)又は(2)のいずれかに該当す

ぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

三 介護給付費等単位数表第6の1の児童デイサービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数お基準並びに所定単位数に乗じる割合

ロ 指定児童デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	指定障害福祉サービス基準の規定により、指定児童デイサービス事業所等に置くべき指導員若しくは保育士又はサービス管理責任者員数を満たしていないこと。(サービス管理責任者の員数については、 <u>指定障害福祉サービス基準附則第5条第3項又は附則第6条第3項の規定により、指定児童デイサービスのサービス管理責任者を置かないことができる場合を含む。</u>)
---------------------	---

る場合に、ロにあっては(1)に該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

厚生労働大臣が定める
所定単位数に乘じる割
合

百分の七十

(2) 指定児童デイサービス又は基準該当児童デイサービス(以下「指定児童デイサービス等」という。)の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第107条又は第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する児童デイサービス計画をいう。

2において同じ。)又は基準該当児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する基準該当児童デイサービス計画をいう。2において同じ。)が作成されていない場合 100分の95

4 利用者が児童デイサービス以外の障害福祉サービスを受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、児童デイサービス費は、算定しない。

5 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援強化を図るためにイ又はロに掲げる児童デイサービス費の算定に必要とする従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童デイサービス事業所において、指定児童デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位

(2) 指定児童デイサービス又は基準該当児童デイサービス(以下「指定児童デイサービス等」という。)の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第107条又は第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する児童デイサービス計画をいう。

2において同じ。)又は基準該当児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する基準該当児童デイサービス計画をいう。2において同じ。)が作成されていない場合 100分の95

4 利用者が児童デイサービス以外の障害福祉サービスを受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、児童デイサービス費は、算定しない。

数に加算する。

(1) 児童デイサービス費(I)を算定している場合

- (-) 利用定員が10人以下の場合 193単位
- (-) 利用定員が11人以上20人以下の場合 129単位
- (-) 利用定員が21人以上の場合 77単位

(2) 児童デイサービス費(II)を算定している場合

- (-) 利用定員が10人以下の場合 193単位
- (-) 利用定員が11人以上20人以下の場合 129単位
- (-) 利用定員が21人以上の場合 77単位

2 家庭連携加算

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間 1 時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所又は基準該当児童デイサービス事業所(みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)(以下この注、3、4、7及び8において「指定児童デイサービス事業所等」という。))において、指定障害福祉サービス基準第97条若しくは指定障害福祉サービス基準第108条又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第1項若しくは指定障害福祉サービス基準附則第6条第1項の規定により指定児童デイサービス事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(3において「児童デイサービス事業所従業者」という。))が、児童デイサービス計画、基準該当児童デイサービス計画又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第3項若しくは附則第6条第3項の規定により作成すべきものとされる児童デイサービスの計画(以下この注及び3において「指定児童デイサービス計画等」という。))に基づき、あらかじめ障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行

2 家庭連携加算

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間 1 時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所又は基準該当児童デイサービス事業所(みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)(以下この注、3及び4において「指定児童デイサービス事業所等」という。))において、指定障害福祉サービス基準第97条若しくは指定障害福祉サービス基準第108条又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第1項若しくは指定障害福祉サービス基準附則第6条第1項の規定により指定児童デイサービス事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(3において「児童デイサービス事業所従業者」という。))が、児童デイサービス計画、基準該当児童デイサービス計画又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第3項若しくは附則第6条第3項の規定により作成すべきものとされる児童デイサービスの計画(以下この注及び3において「指定児童デイサービス計画等」という。))に基づき、あらかじめ障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助

った場合に、1月につき4回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所等において継続して指定児童デイサービス等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童デイサービス等の利用がなかった場合において、児童デイサービス事業所従業者が、児童デイサービス計画等に基づき、あらかじめ当該障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童デイサービス事業所等における指定児童デイサービス等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4 送迎加算 54単位

注 利用者に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業者が、指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

等を行った場合に、1月につき2回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所等において継続して指定児童デイサービス等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童デイサービス等の利用がなかった場合において、児童デイサービス事業所従業者が、児童デイサービス計画等に基づき、あらかじめ当該障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童デイサービス事業所等における指定児童デイサービス等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4 送迎加算 54単位

注 利用者に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業者が、指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第97条第1項第1号又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第1項の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童デイサービス事業所において、指定児童デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する

。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童デイサービス事業所において、指定児童デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

7 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算 (I) 500単位

ロ 医療連携体制加算 (II) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指

定児童デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

8 欠席時対応加算 94単位

注 指定児童デイサービス事業所等において指定児童デイサービス等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童デイサービス等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定児童デイサービス等の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。